

PTA 優遇措置制度に関する Q&A

いつも PTA 活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

PTA 優遇措置制度に関しまして、ご質問いただきました内容を下記にまとめました。

保護者会でのクラス代表選出の際に、ご参考にしていただければ幸いです。

Q1. どのような場合に、経歴点数を参考にするのでしょうか？

経歴点数制度は、互選会推薦者(3 人×クラス数)、クラス代表(各クラス 2 人)選出の際に参考にします。

Q2. 経歴点数 0 点の人数が、互選会推薦者及びクラス代表の選出人数より少ない場合、0 点の方が自動的に互選会推薦者及びクラス代表になるのでしょうか？

経歴点数 0 点の方から互選会推薦者及びクラス代表となりますが、立候補者がいらっしゃる場合はその方を優先させていただきます。

Q3. 経歴点数 0 点の人数が、互選会推薦者及びクラス代表選出人数より少ない場合で、立候補者もない場合はどうするのでしょうか？

経歴点数 3 点以下全員でくじ引きを行います。ただし、3 点でも各委員会正副長を経験した翌年から 3 年間は優遇期間となりますので、該当者はくじ引き対象にはなりません（立候補は妨げません）。くじ引きの順番は、点数関係なく、今まで同様、各クラスのクラス代表にお任せします。優遇措置変更以前でも、互選会推薦者及びクラス代表の選出人数が少ない又は選出人数より少ない場合は、一度委員や本部役員を経験した方でもくじ引き対象者になる可能性がありますので、点数制度適用以外の根本的なルールは変わっておりません。

Q4. 子供が 1 人の保護者です。クラス代表を経験しても、各委員会の正副長を経験しない限り 1 点しかつかないので、1 人しか子供がいない場合は不利ではないでしょうか？

お子様が 1 人の保護者の方でも、クラス代表に 2 回以上立候補していただいてもかまいません。また、上記 A4 に記載した「3 点以下全員でくじ引きを行う」のは、お子様が 1 人の保護者が少しでも不利にならないようにという理由もあります。

Q5. 在籍中の子供が 3 人います。経歴点数が 0 点の場合、学年が下のクラスで立候補してもよいのでしょうか？

学年が上のお子様のクラスで立候補していただき、互選会推薦者及びクラス代表になることができなかった場合は、学年が下のお子様のクラスで立候補が可能です。双子以上の場合も戸籍上、長男長女が在籍するクラスで最初に立候補していただきます。すでに在学中の全てのお子様で経歴点数がついている場合は、どこのクラスで立候補していただいてもかまいません。

Q6. 1 組は経歴点数 0 点の方が 5 人いて、2 組・3 組は 0 点の方が各 1 人しかいませんでした。クラスによって差がありすぎて不公平ではないですか？

クラス代表は各クラスで 2 人ずつ選出しないといけませんが、互選会推薦者は、各学年 3 人×クラス数の選出が可能ですので、クラスによって差がある場合は、くじ引きを学年全体で行うことも可能です。（その年の選考委員会の判断となります）

Q7. 現在経歴点数 0 点です。立候補しようと思いますが、複数の点数を持っている人も立候補した場合、0 点の人に譲ってもらえないでしょうか？

いかなる場合でも、立候補は妨げませんので、立候補者同士で話し合ってくださいか、じゃんけんやくじ引きなどで決めていただきます。

Q8. 以前、地区委員を経験しました。これまでは、「永久免除に配慮」の措置がありましたが、引き続き配慮してもらえますか？

令和 7 年度より、これまで居住地による地区班ごとに選出していた地区委員を、他の委員会と同様にクラス代表から選出するように制度変更されました。これにより、独自に定められていた「地区委員選出のルール」は令和 7 年度から廃止、クラス推薦者とクラス代表選出のルールに統一されました。よって地区委員会独自の優遇措置内容も廃止され、各委員会と同様の優遇措置内容になります。(令和 7 年度優遇措置一覧表を参照ください)

但し、令和 6 年まで地区委員会内のみで適用されていた「地区委員の永久免除に配慮」は継続されますので、令和 6 年度以前に地区委員を経験された方がクラス代表に選出された際は、希望があれば優先的に「地区委員会」から免除され、他の委員会を選ぶことができます。

また経歴点数は残りますので、正副長 3 点、ブロック長 1 点は保持され、正副長は翌年から 3 年間は優遇期間も適用されます。新制度では、ブロック長と班長は廃止され、「委員 (1 点)」が新設されました。

☆各委員会正副長経験者の「優遇措置期間」であっても、本部役員経験者の「永久免除に配慮」の場合でも、立候補は妨げませんので、皆様の積極的な PTA 活動への参加をお待ちしております。

☆質問等ございましたら、本部までご連絡ください。

令和 3 年 3 月作成

令和 4 年 3 月更新

令和 4 年 5 月更新

令和 5 年 2 月更新

令和 7 年 3 月更新